

# 令和7年度一関市教育委員会社会教育行政の方針

## I 一関市教育振興基本計画の概要（計画期間 平成28年度～令和7年度）

### 1 教育振興の基本目標

「学びの風土を礎に 心豊かにたくましく  
郷土の誇りを未来につなぐ 一関の人づくり」

### 2 重点プロジェクト

#### (1) ことばを大切にする教育プロジェクト

美しい日本語にたくさん触れ、思考を深め、豊かな表現力を養うため、本に親しみを深める「ことばの読書」、ことばの感性を磨き、語彙（ごい）を豊かにする「ことばの響き」、地域への理解を深める「ことばの先人」を柱とした「ことばの教育」を進めます。

#### (2) グローバル人材育成プロジェクト

グローバル化していく現代社会に対応できる人材を育成するため、キャリア教育をはじめとした様々な体験活動の実践や、ICT活用能力の育成、SDGsの考え方や国際性を身に付けるための教育に取り組みます。また、多文化共生、多様な価値観を理解するうえで土台となる子どもたち自らのアイデンティティー（自分のよりどころ）を確立させるため、郷土の歴史・文化についての教育に取り組みます。

#### (3) 学校と地域の協働推進プロジェクト

子どもたちの社会性の育成、子どもたちを取り巻く環境の安全確保のためには、地域住民の協力が必要であることから、学校と地域の連携をより一層強めるとともに、開かれた学校づくりを推進し、地域住民の力を学校運営と子どもたちの成長に生かす取組を進めます。

#### (4) 世界遺産拡張登録推進プロジェクト

「平泉の文化遺産」拡張登録に係る岩手県、奥州市、平泉町との申し合わせのとおり「ひらいずみ遺産」の取組を県、関係市町と連携して進めます。また、引き続き調査研究を継続して資産価値の向上に努めるとともに、その価値について市民の理解を促進する取組を進めます。

### 3 施策の基本方向

#### 「ともに学び、まちとひとをつくる社会教育の推進」

一人ひとりの多様で個性ある自己実現を支援するため、生涯の各時期において主体的に学習できるよう、より質の高い学習機会を創出するとともに、地域課題の解決と地域の教育力向上を目指し、学校、家庭、地域が連携した学びと地域づくりの推進により、地域の活力を創造していきます。

#### 「誇りと愛着を醸成する文化の継承」

市民共通の財産である文化財の適切な保護と調査研究を進めるとともに、市民が郷土の歴史・文化を身近に学べる環境や、先人が学問に力を注いできた伝統を継承する機会の提供を通して、郷土への理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を醸成します。

### 4 基本施策

#### (1) 社会教育の充実

市民が生涯にわたって自ら学習できるよう多様な学習機会を提供するとともに、学習した成果を社会に還元することによって地域づくりに生かせる環境整備を進めるなど、社会教育の充実に努め、学びと地域づくりを一体化し、地域協働のまちづくりを一層推進します。

また、SDGs の理念を踏まえた、幅広い世代を対象とする学習の機会を提供することなどにより、生涯学習の促進に取り組みます。

#### (2) 家庭と地域の教育力向上の推進

少子化、核家族化、人間関係の希薄化などにより、家庭や地域社会における教育力の低下が指摘されています。

いじめや青少年による犯罪が社会問題になっており、子どもたちには人権や道徳、いのちの大切さを伝えていかなければなりません。また、スマートフォンなどメディアに頼った子育ても問題視されるなど、愛情を持って子どもに接することを市民一人ひとりが再確認する必要があります。

そのため、教育の原点である家庭教育を支援するとともに、社会全体で子どもたちの学びの支援に取り組みます。

#### (3) 学習環境の充実

生涯の各時期に応じた社会教育活動の推進とともに、学びと地域づくりを一体化し、地域協働のまちづくりを一層推進するため、社会教育環境と指導體制の充実に努めます。

**(4) 図書館運営の充実**

市民の学習ニーズに対応したサービスを提供するとともに、各地域の特色を生かした図書館運営を推進します。

**(5) 博物館機能の充実**

博物館は、資料収集、保存、調査研究、展示、教育普及（交流連携）活動などの役割を一体的に担う施設であり、機能をより充実させることにより、学ぶ機会の提供と学習活動支援に努めます。

**(6) 文化財の保護・地域文化の伝承**

市民共通の財産である文化財の適切な保護と調査研究を進めるとともに、市民が郷土の歴史・文化を身近に学べる環境や、先人が学問に力を注いできた伝統を継承する機会の提供を通して、郷土への理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を醸成します。

**(7) 骨寺村荘園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進**

資産の価値向上を目的とした調査研究を引き続き進めるとともに、資産価値を後世へ守り伝えるため、適切な保存管理体制のもとで、景観保全活動等を推進します。

## Ⅱ 令和7年度社会教育行政の方針（図書館、博物館を除く）

### 1 重点的に取り組む事項

#### (1) 社会教育の必要課題に対する共通取組

社会の変化に応じて必要な現代的課題について、年度毎に一つのテーマを決めて、市民センターにおいて、そのテーマに沿った取組を実施します。

##### 【令和7年度テーマ】

男女共同参画「誰もが 個性を尊重し 能力を認め合う 多様性への理解の促進」

- ・性別にかかわらず、全ての人にとって生きやすい社会を目指し、男女共同参画の視点を取り入れた取組を実施します。
- ・一人ひとりの個性や能力を發揮できる環境づくりのため、多様性への理解促進を図ります。

#### (2) SDGsの理念を踏まえた、幅広い世代を対象に学習の機会を提供

持続可能な開発目標（SDGs）への理解を深める講座・研修等を実施します。

#### (3) 青年リーダーの育成に向けた取組

地域づくりやボランティア活動を担う青年リーダーを育成するため、多様な学習の機会や学習情報の提供を行うとともに、自発的な学習活動を支援します。

#### (4) 家庭教育の充実

地域で家庭教育を支援するため、子育てや家庭教育に関する相談、学習の機会や学習情報の提供を行います。

#### (5) 家庭の教育力向上に向けた取組

家庭教育を支援するため、参観日等の機会を活用し、家庭教育学級・講座、講演会等を実施します。

#### (6) 社会教育施設等の整備

市民の生涯学習と地域づくりの拠点施設として快適な利用環境を保つため、施設の改修等を行います。

#### (7) 研修機会の充実

指定管理を行っている市民センターの職員が社会教育主事講習を受講することを支援します。

## 2 事業の展開

1の重点的に取り組む事項を実行するために、以下の事業を展開します。

### (1) 社会教育の充実

① 社会教育の充実	
ア 社会教育の推進	a 学習情報の提供 ・市広報、ホームページ等の活用 ・市民センター広報等の発行
	b ことばを大切にする教育の推進 ・各分野におけることばを大切にする取組の推進 ・地元学講座の実施 ・図書館事業との連携 ・視聴覚ライブラリーの活用
	c 生涯各時期における社会教育の充実 ・市民センターを中心とした少年教育、青年教育、成人教育、女性教育、高齢者教育事業の実施 ・青年リーダーの育成、青年の社会参加活動を支援 ・実行委員が企画する二十歳のつどいの開催 ・社会教育関係団体等の育成支援、学習の場の提供、団体活動研修会の開催
	d 推進体制の充実 ・各種委員会議の開催 ・庁内連携、関係機関・団体等との連携
	e 必要課題に対する共通取組 ・市民センターにおいて、テーマに沿った取組を実施
イ 自己を表現できる環境づくり	・学んだことを発表、継承できる事業の実施
ウ 地域づくりに取り組む人材、団体の育成	・地域課題解決に向けた活動への支援 ・地域協働体の設立及び活動に対する支援 ・地域での地域づくり計画の策定及び見直しへの支援 ・地域協働体の事務局職員の活動支援 ・市民センターの指定管理に向けた地域協働体への支援 ・人材の育成
エ グローバルな人材の育成	・小学生英語の森キャンプ事業の実施 ・中学生英語の森キャンプ事業の実施 ・地元学講座の実施
オ 男女共同参画社会の実現に向けた学習活動への支援	・男女共同参画の推進に資する事業の実施 ・男女共同参画サポーターとの連携 ・企業等への出前講座の実施
カ 学校体育施設の開放	・学校体育施設の開放

## (2) 家庭と地域の教育力向上の推進

<b>① 家庭教育の充実</b>	
ア 関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、PTA、地域、企業、行政が連携、協力することによる、家庭教育に関する学習機会や学習情報の提供</li> </ul>
イ 家庭の教育力向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民センターを中心とした講座や学習会の実施</li> <li>・企業・団体等への出前講座の実施</li> <li>・「いわて家庭の日」の周知による家庭の大切さの啓発</li> <li>・「いちのせきの家庭教育10か条」の普及</li> <li>・食育に関する講座、講演会等の実施</li> </ul>
<b>② 地域全体で子どもを育む環境づくり</b>	
ア 地域学校協働活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後子ども教室の実施</li> <li>・学校支援活動の実施</li> </ul>
イ 教育振興運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が抱える教育課題の解決に取り組む教育振興運動の推進</li> </ul>

## (3) 学習環境の充実

<b>① 社会教育環境の充実</b>	
ア 市民センター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い市民参画による学びと地域づくりの拠点としての市民センター機能の充実</li> </ul>
イ 社会教育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な維持管理の実施</li> </ul>
ウ 組織の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議等の開催</li> </ul>
<b>② 指導体制の充実</b>	
ア 専門職員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育主事や生涯学習支援員の効果的な配置</li> </ul>
イ 指定管理者との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育主事の派遣</li> <li>・指定管理者への人材育成の支援</li> <li>・地域課題を踏まえた事業計画の作成支援</li> <li>・いちのせき市民活動センターによる支援</li> </ul>
ウ 研修機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種研修への派遣</li> <li>・研修会等の開催</li> <li>・指定管理市民センター職員の社会教育主事講習受講の支援</li> </ul>

### Ⅲ 令和7年度社会教育行政の方針（図書館、博物館）

#### 1 重点的に取り組む事項

<p>(1) 図書館運営の充実</p> <p>市民の学習ニーズに対応したサービスを提供するとともに、各地域の特色を生かした図書館運営を推進します。</p>
<p>(2) 博物館機能の充実</p> <p>博物館は、資料収集、保存、調査研究、展示、教育普及（交流連携）活動などの役割を一体的に担う施設であり、機能をより充実させることにより、学ぶ機会の提供と学習活動支援に努めます。</p>

#### 2 事業の展開

1の重点的に取り組む事項を実行するために、以下の事業を展開します。

##### (1) 図書館運営の充実

<b>① 学習ニーズに対応した読書環境の充実</b>	
ア 市民の読書推進や自主的な学習活動への支援	・ 図書館と学校、博物館等との連携 ・ 資料の収集、保存、提供
イ 子どもたちが読書に親しむ環境づくりの支援	・ 図書館と家庭、学校図書館の連携
ウ 図書館サービスの向上	・ 高齢者や体の不自由な人へのサービス向上 ・ 大活字本や音声資料、点字図書の充実 ・ 電子書籍やデータベースの充実 ・ 移動図書館車、館外サービスの充実
<b>② 地域の特色を生かした図書館の運営</b>	
ア 身近な図書館としての運営	・ 地域特性や利用者の声を反映した運営
イ 市民との協働による図書館運営	・ 図書館サポーターの活動支援
ウ 地域の特色ある資料の収集、保存、提供	・ 資料の収集、保存、提供
エ 専門職員の充実	・ 職員研修会の実施

## (2) 博物館等機能の充実

① 地域の歴史・文化に関する学習支援	
ア 常設展示の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の歴史の変遷と個性ある文化に関する資料を展示替えしながら系統的に展示</li><li>・スマートフォン等のICTを活用した展示解説の充実</li><li>・展示解説文及び案内看板等の多言語化を実施</li></ul>
イ 特別展や企画展等の開催	<ul style="list-style-type: none"><li>・調査研究テーマに沿った地域の歴史、文化に関する展示</li><li>・展示への理解を促すため、講演会等の関連行事の開催</li></ul>
② 歴史・文化に親しみやすい環境づくり	
ア 教育普及（交流連携）事業の開催	<ul style="list-style-type: none"><li>・多彩な講座、講演会、体験学習を開催</li></ul>
イ 学校や市民センターと連携した事業の展開	<ul style="list-style-type: none"><li>・団体等の観覧に対する展示解説等</li></ul>
ウ 博物館等の連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・博物館等が連携し、地域に対する理解を深める場の提供</li></ul>

## IV 令和7年度文化財行政の方針

### 1 重点的に取り組む事項

#### (1) 文化財の保護・地域文化の伝承

市民共通の財産である文化財の適切な保護と調査研究を進めるとともに、市民が郷土の歴史・文化を身近に学べる環境や、先人が学問に力を注いできた伝統を継承する機会の提供を通して、郷土への理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を醸成します。

#### (2) 骨寺村荘園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進

資産の価値向上を目的とした調査研究を引き続き進めるとともに、資産価値を後世へ守り伝えるため、適切な保存管理体制のもとで、景観保全活動等を推進します。

### 2 事業の展開

1の重点的に取り組む事項を実行するために、以下の事業を展開します。

#### (1) 文化財の保護・地域文化の伝承

① 文化財の保存・活用	
ア 文化財の保護と調査研究	・調査研究を進め、文化財の指定や保存・活用に努めるほか、文化財の修繕や保護活動への助成、埋蔵文化財の適正な保護に努めます。
イ 文化財愛護意識の高揚	・市の広報誌やホームページを活用し、文化財の情報を発信しながら、保護や愛護の意識を高めます。
ウ 文化財の展示と公開	・資料や市が管理する文化財を広く公開し、学習機会を提供します。
② 地域文化の伝承	
ア 伝統芸能の保存・伝承	・市内の民俗芸能について調査研究を進め、適切な保存・伝承活動を支援します。
イ 自然や文化の発掘と継承	・地域の優れた自然や文化を発掘し、適切な保存・継承に努めます。
ウ 偉人・先人の顕彰	・地域の偉人・先人について調査研究を進め、顕彰します。

## (2) 骨寺村荘園遺跡の保護と世界遺産拡張登録推進

① 骨寺村荘園遺跡の保護	
ア 骨寺村荘園遺跡の保存活用	・所有者等と協力して小区画水田等を活用した各種事業に取り組むとともに、計画的な保存活用に努めます。
イ 重要文化的景観の継承	・重要建物の修理修景を行うとともに、史跡と重要文化的景観の一体的な保存管理に努めます。
ウ 骨寺村荘園遺跡の普及啓発	・遺跡の価値と魅力を発信し、市民共有の財産として保護する意識を醸成します。
② 世界遺産拡張登録の推進	
ア 骨寺村荘園遺跡の調査研究	・関係機関と連携して考古学的調査と文献研究を進め、資産価値の向上に努めます。
イ 世界遺産登録への気運醸成	・イベント開催や情報発信により、資産価値の理解促進を進めます。
ウ ときめき世界遺産塾の開催	・児童生徒を対象に、学習活動を通して平泉の文化遺産への理解を深め、郷土の宝を守り育てる気運を醸成します。